

4月1日から

75歳以上の方の 医療保険制度が変わります



75歳以上の方全員と、65歳から74歳で一定の障がいがあり制度に加入される方は、現在、老人保健制度で医療を受けています。これが、4月1日からは新たな医療保険制度『後期高齢者医療制度』に変わり、この制度のもとで医療を受けることになります。

高齢社会で安心して医療を受けることができるようになります。

急速な高齢化に伴い医療費支出が年々増加するなかで、将来にわたって安心して医療を受けられるよう、全市町が加入する広域連合を運営主体とする独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度を実施することになりました。

給付

受けられる主な給付は、
現行の老人保健制度と同じです。



医療機関等では被保険者証の提示によって医療の給付の受給資格を確認しますので、忘れずに窓口で被保険者証を提示してください。

医療費の自己負担額は？

現行の老人保健制度と同じで、病気やけがでお医者さんにかかるときの医療費の自己負担割合は1割です。（現役並み所得者は3割負担）

●入院時食事療養費

被保険者が入院したときの食費は1食260円（1日3食まで）が自己負担分となります。住民税非課税世帯の方は、入院の際に標準負担額が減額される制度があります。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方が食費の減額を受ける場合は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

所 得 区 分	食 費
現役並み所得者、一般（下記以外の方）	260円
低所得者Ⅱ 90日までの入院	210円
低所得者Ⅱ 過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円

※低所得者Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方。

※低所得者Ⅰ…世帯全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下の方。

資格

●制度の施行日 4月1日

●運営主体

県内全ての市町が加入する三重県後期高齢者医療広域連合

◆広域連合と各市町の役割

広域連合…被保険者の認定、資格管理、保険証等の交付

市町…加入、脱退の届出の受付、保険証の引渡しなど窓口業務

※被保険者証の有効期限は毎年7月末日で、7月中に8月から翌年7月末まで有効な新たな被保険者証を郵送します。

●入院時生活療養費

被保険者が療養病床に入院したときは、食費と居住費にかかる費用のうち決められた負担額（標準負担額）が自己負担分となります。

なお、低所得者Ⅰ・Ⅱの方が生活療養費の減額を受ける場合は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

所 得 区 分	食費（1食当り）	居住費（1日当り）
現役並み所得者 一般（下記以外の方）	460円※	
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

●特別療養費

被保険者資格証明書の交付を受けている方が保険医療機関にかかり、医療費の全額を支払った場合、申請に基づき支払った額のうち自己負担額を除いた額を償還します。

※資格証明書

災害などの特別な理由がなく、1年以上保険料の滞納が続いた場合には、被保険者証を返還してもらい「資格証明書」を交付します。資格証明書の交付を受けた場合、医療機関の窓口ではいったん医療費の全額を支払っていただき、その後、市役所への申請で、保険給付費相当額の支給が受けられます。

●療養費

次のような場合で医療費の全額を支払ったとき、申請により支払った費用の一部を払い戻します。

- ・急病などで被保険者証を持たずに診療を受けたとき。
- ・医師の指示で、コルセットなどの補装具の費用がかかつたとき。
- ・医師が必要と認めた、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
- ・骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたとき。
- ・海外渡航中に治療を受けたとき。
- ・手術などで輸血に用いた生血代。